

国 都 計 第 7 号
令 和 7 年 4 月 8 日

各都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市
開発許可担当部局長 殿

国土交通省都市局都市計画課長
(公 印 省 略)

系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについて
(技術的助言)

平素より開発許可行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。

近年、再生エネルギーの導入拡大や電力の安定供給に向けて、系統用蓄電池の重要性が高まっているところです。

こうした状況を踏まえ、系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知しますので、制度運用にあたり留意願います。

併せて、都道府県におかれましては、貴管内市町村（指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。）に対して、本通知を周知願います。

記

系統用蓄電池のうち、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気事業（同項第 2 号に規定する小売電気事業及び同項第 15 号の 3 に規定する特定卸供給事業を除く。）の用に供する同項第 18 号に規定する電気工作物に該当しないものであって、都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 1 条第 1 項第 3 号に規定する危険物を含むものについては、同号に基づき、危険物の貯蔵に供する工作物として、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 11 項に規定する第一種特定工作物に該当し得ると考えられる。

第一種特定工作物としての系統用蓄電池を市街化調整区域に設置する場合について、同法第 34 条第 14 号及び都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ホの運用にあたっては、必要に応じて審査基準の策定を行うこと等により、地域の実情等に応じた運用を行うことが望ましい。

なお、「蓄電池を収納する専用コンテナに係る建築基準法の取扱いについて（技術的助言）」（平成 25 年 3 月 29 日付け国住指第 4846 号）において、

- ・土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナのうち、蓄電池その他蓄電池としての機能を果たすため必要となる設備及びそれらの設備を設置するための空間その他の蓄電池としての機能を果たすため必要となる最小限の空間のみを内部に有し、稼働

時は無人で、機器の重大な障害発生時等を除いて内部に人が立ち入らないものについては、法第2条第1号に規定する貯蔵槽その他これらに類する施設として、建築物に該当しないものとする

- ・ただし、複数積み重ねる場合にあっては、貯蔵槽その他これらに類する施設ではなく、建築物に該当するものとして取り扱うこととすること
- とされていることに留意すること。